

社援発 0401 第 75 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 民生主管部（局）長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について

標記については、平成 30 年 3 月 28 日社援発 0328 第 5 号本職通知の別紙「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(別添)

改正後	改正前
<p data-bbox="159 261 230 293">別紙</p> <p data-bbox="226 317 1057 349">小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p data-bbox="165 429 367 461">1～3 (略)</p> <p data-bbox="165 596 483 628">4. 国庫補助基準額等</p> <p data-bbox="181 652 804 684">(1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業</p> <p data-bbox="192 708 1106 798">国庫補助基準額は、1の連携推進法人につき1回に限り、<u>1,500千円以内</u>とする。</p> <p data-bbox="181 876 320 908">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1137 261 1209 293">別紙</p> <p data-bbox="1200 317 2031 349">小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p data-bbox="1144 429 1346 461">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1144 596 1462 628">4. 国庫補助基準額等</p> <p data-bbox="1160 652 1783 684">(1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業</p> <p data-bbox="1171 708 2085 798">国庫補助基準額は、1の連携推進法人につき1回に限り、<u>1,000千円以内</u>とする。</p> <p data-bbox="1160 876 1299 908">(2) (略)</p>